## 北海道根室振興局告示第33号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、たこ漁業(根室振興局管内太平洋海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のとお り定めた。

令和3年4月30日

(1)漁業種類 (2)廃棄区域 (3)漁業期間 (3)漁業期間 (3)漁業期間 (3)漁業期間 (3)漁業期間 (4)海菜で大型(2)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任をの資格 (4)漁業を責任を (4)漁業を責任を (4)漁業を責任を (4)漁業の (4)漁業を責任を (4)漁業を責任を (4)漁業を責任を (4)漁業を (4
### 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20